申告フローチャート

スタートから矢印に沿って進んでください。

スタート
令和８年１月１日に安中市に住民票がありましたか？

いいえ → 令和８年１月１日に住民票があった市区町村にお問い合わせください。

はい ↓

令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までに収入がありましたか？

いいえ → 同居親族の控除対象配偶者・扶養控除対象者になっていますか？

はい → 申告は原則不要ですが、福祉その他の行政サービスの適用を受ける場合には、申告が必要になる場合があります。

いいえ ↓ 市県民税の申告をしてください。

はい ↓

収入は、遺族・障害年金、失業保険などの非課税所得だけでしたか？

はい → 同居親族の控除対象配偶者・扶養控除対象者になっていますか？

いいえ ↓

給与所得者でしたか？

いいえ → 公的年金収入がありましたか？

はい → 公的年金の収入のあった人のフローチャートをご覧ください。

いいえ ↓

はい ↓

勤務先から安中市に「給与支払報告書」が提出されていますか？
（不明な場合は勤務先に確認してください。）

いいえ → 所得税および復興特別所得税の確定申告をしますか？（納付・還付など）

いいえ → 市県民税の申告が必要です。

はい → 税務署に確定申告書を提出してください。

はい ↓

給与以外に収入（年金・営業・農業・不動産など）がありましたか？

いいえ → 市県民税の申告は不要です。

はい ↓

給与以外の所得は、２０万円を超えていましたか？

いいえ → 市県民税の申告が必要です。

はい ↓

税務署に確定申告書を提出してください。

このフローチャートは、一般的な例を示してあります。複数給与がある場合、年末調整の有無、源泉徴収税額などによっては、この限りではありません。個人の状況に応じて「申告が必要な場合」、「申告をした方が良い場合」、「申告する必要がない場合」があります。